

第4章 使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示

平成 22 年において、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で 3 件である。

1. 改正概要

(1) 独立行政法人国立印刷局

既に告示されている本局の「メンテナンスセンター長」を「センター長」に、「出張所」を「みつまた調達所長」に、「秘書、人事、労務、文書（図書に関する事務を除く。）、監査又は経理担当の専門官」を「秘書、人事又は労務担当の専門官」に、「人事、労務又は経理担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」を「労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」に改め、本局に新設された「研修幹事」を非組合員とするため、既に告示されている研究所の「人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官」を「人事又は労務担当の主任専門官」に、「人事、労務、文書又は経理担当の専門官（人事労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、既に告示されている工場の「秘書、人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官」を「人事又は労務担当の主任専門官」に、「秘書、人事、労務、文書又は経理担当の専門官（秘書、人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に、「人事又は労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」を「労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」に改め、既に告示されている病院の「人事、労務又は経理担当の主任専門官」を「人事又は労務担当の主任専門官」に、「人事、労務又は経理担当の専門官（人事、労務又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、廃止された「市ヶ谷センター」を削除するため、5 月 7 日、告示した。

(2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

農林水産消費安全技術センター地域センターの「部長」を削除するため、5 月 7 日、告示した。

(3) 独立行政法人国立病院機構

本部に新設された「総合研究センター長」及び「施設整備主幹」を非組合員とするとともに、既に告示されている本部の「専門職（人事、労務又は法務担当の者に限る。）」を「専門職（人事、労務、法務又は監査担当の者に限る。）」に改め、ブロック事務所に新設された「人事担当の主査」を非組合員とするため、5月28日、告示した。

2. 告 示

○中央労働委員会告示第1号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成22年5月7日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人国立印刷局の項の本局の項中「メンテナンスセンター長」を「センター長 研修幹事」に、「出張所長 秘書、人事、労務、文書（図書に関する事務を除く。）、監督又は経理担当の専門官 人事、労務又は経理担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」を「みつまた調達所長 秘書、人事又は労務担当の専門官 労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」に改め、同項の研究所の項中「人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官 人事、労務、文書又は経理担当の専門官（人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の主任専門官 人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、同項の工場の項中「秘書、人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官 秘書、人事、労務、文書又は経理担当の専門官（秘書、人事、労務、文書又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」人事又は労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」を「人事又は労務担当の主任専門官 人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」労務担当の者（企画に関する事務を行う者に限る。）」に改め、同項の病院の項中「人事、労務又は経理担当の主任専門官 人事、労務又は経理担当の専門官（人事、労務又は経理担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」を「人事又は労務担当の主任専門官 人事又は労務担当の専門官（人事又は労務担当の主任専門官不在の場合その職務を代行する者一人に限る。）」に改め、同項の市ヶ谷センターの項を削り、同表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センター地域センターの項中「部長」を削る。

○中央労働委員会告示第2号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成22年5月28日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人国立病院機構の項の本部の項中「部長」を「部長 総合研究センター長 施設整備主幹」に、「専門職（人事、労務又は法務担当の者に限る。）」を「専

門職（人事、労務、法務又は監査担当の者に限る。）」に改め、同項のブロック事務所の項中「人事、労務又は経理担当の係長」を「人事、労務又は経理担当の係長 人事担当の主査」に改める。